

高槻ワーキングニュース

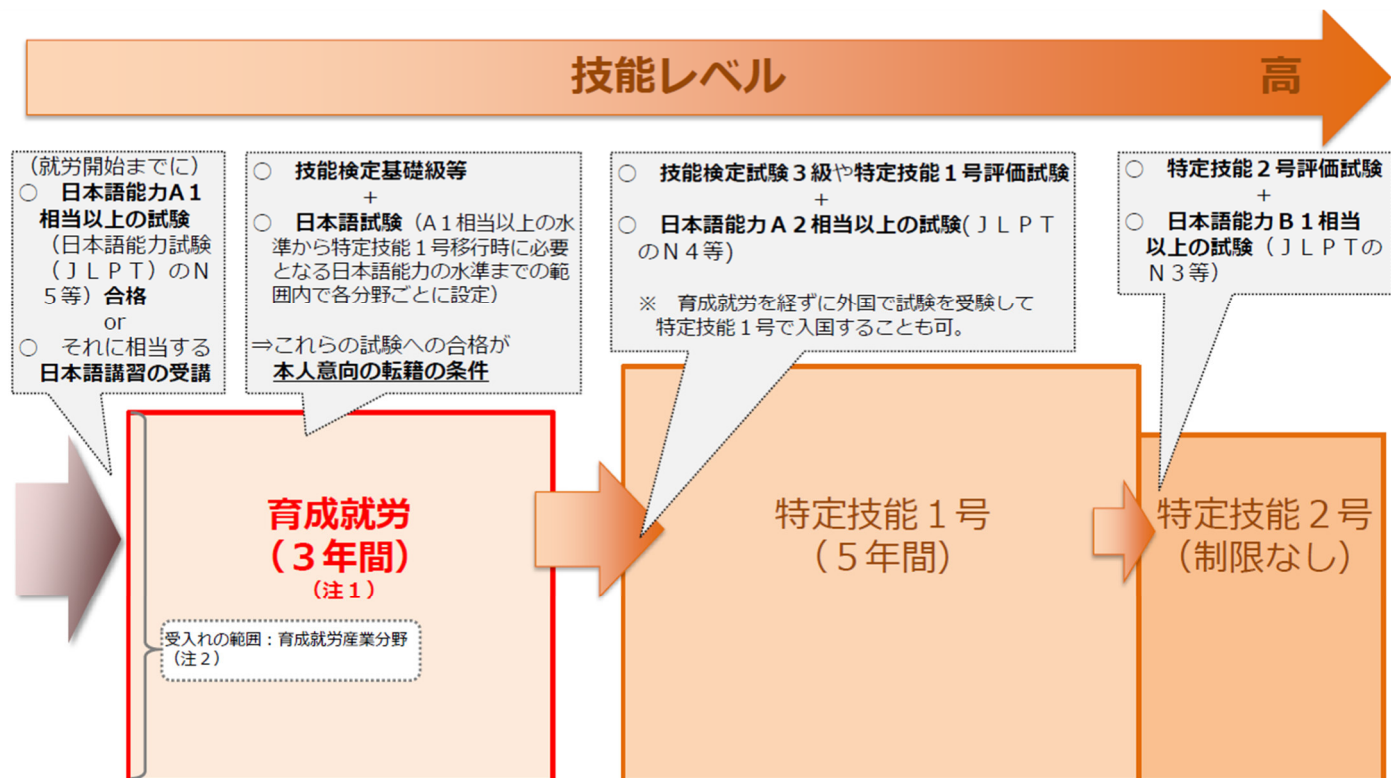
事業主の皆さまへ 対応はお済みですか？

外国人育成就労制度の創設について

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度(令和9年4月1日から運用開始)が創設されました。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。



詳しくは、
出入国在留管理庁のページを
ご覧ください。



女性活躍推進法が改正されました！2026（令和8）年4月1日施行 男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の項目の拡大を含めた女性活躍等を改正する法律が成立し、女性活躍推進法に基づく省令・指針が改正されました。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大(義務)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

えるぼし認定基準(1段階目)の見直し

えるぼし認定(1段階目)の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を追加。

えるぼしプラス(仮称)認定の創設

えるぼし認定(1・2・3段階目)及びプラチナえるぼしについて、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設。

職場における女性の健康支援

事業主行動計画策定指針の改正が行われ、職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望めます。

詳しくは、厚生労働省のページをご覧ください。



小規模企業共済制度 & 中小企業倒産防止共済制度のご案内

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧下さい
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)**または**必要経費(個人事業)**に

Be a Great Small.
中小機構

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。

制度の詳細内容は**2次元コード**又は
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



2024.9

事業主の皆さまへ

毎年6月は就職差別撤廃月間です。

昭和50年11月、「部落地名総鑑」(同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍)が売買されている事件が発覚し、大きな社会問題となりました。大阪府では、この事件を契機としてすべての職場、すべての企業から就職差別を解消するため、全国に先駆け、昭和57年から本月間が設けられています。

期間中、電話・メールによる相談が実施されます。

(就職差別110番 06-6210-9518)

詳しくは、

大阪府のページをご覧ください。



高槻地区人権推進員企業連絡会(略称：高槻地区人企連)のご案内

高槻地区人権推進員企業連絡会とは、高槻市内の事業所を置く企業を主体に108社(2026年4月1日現在)で組織されている団体です。1978年11月28日に発足して以来、「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」を目指し、企業の立場からさまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいます。人権が尊重された社会づくりの一員としてぜひご加入ください。

詳しくは、

高槻市のページをご覧ください。



令和8年度運送事業者 物価高対策支援金のお知らせ(高槻市)

高槻市は、原油の価格や供給の見通しが不透明な中、事業継続に取り組む運送事業者の皆さまを支援します！

対象者

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業(一般・特定)または貨物軽自動車運送事業を営む者であること
- ② 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者であること
- ③ 令和8年6月15日までに市内で事業を開始していること
- ④ 受給後も事業継続の意思を有すること
- ⑤ その他、当支援金交付要綱を遵守すること

詳しくは、

高槻市のページをご覧ください。



受付期間

令和8年6月15日(月) ~ 8月31日(月) 17:00 ※郵便は当日消印有効

問い合わせ先

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号 高槻市 産業振興課 運送事業支援担当

TEL:072-674-7411 Mail:sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp

その病気、その症状は

石綿（アスベスト）が原因かもしれません

ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

◆労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

・大阪労働局労働基準部労災補償課 06-6949-6507

・労災保険相談ダイヤル 0570-006031 平日8:30~17:15

◆救済給付(石綿健康被害救済制度)について

・独立法人 環境再生保全機構 石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931 平日10:00~17:00



詳しくは、
厚生労働省の石綿総合情報ポータルサイトを
ご覧ください。



令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました

職場における熱中症対策の強化について

近年の夏場の高温化傾向により、職場における熱中症による死亡災害が増加傾向にあります。そのほとんどが初期症状の放置、対応の遅れによるもので、現場において、重篤化させないための適切な対策の実施が早急に求められています。

令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則では、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するため、以下の項目が事業者には義務付けられています。

●熱中症対策が義務づけられる作業の条件

対象となる作業は、WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下で、
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業です。

●事業者求められる対策

① 報告体制の整備 ② 対応手順の作成 ③ 関係者(作業員)への周知 を行う必要があります。



詳しくは、
厚生労働省のページをご覧ください。



～次回の高槻ワーキングニュースは令和8年8月25日発行予定です～